

令和5年度有機農業転換支援事業 実施要領

第1 目的

有機農業の推進・普及拡大のためには、有機 JAS 認証の取得を支援し、消費者の信頼を確保することによって更なる面積拡大といった好循環を生み出すことが重要である。このため、県内の有機 JAS 認証取得を目指す者に対し、転換期に施用する有機質肥料に係る経費を定額補助することにより、同認証取得の支援を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体等

事業実施主体、事業内容、補助率、上限額及び採択要件は別表のとおりとする。

第3 事業実施計画の承認申請

事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、有機農業転換支援事業実施計画承認申請書(様式1号)に関係書類を添え、別に定める期日までに知事に提出する。

第4 事業の承認

知事は、事業実施主体から事業実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

第5 事業実施計画の重要な変更

次に該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書(様式2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 県補助金の額

第6 県の助成

知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第7 事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

<p>事業実施主体</p>	<p>この事業の事業実施主体は、次に掲げる者。</p> <p>(1) 農業者</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 農事組合法人 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に規定する法人</p> <p>(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する法人</p> <p>(5) 農業法人 主たる事業が農業で、自ら生産する農産物が売上高の過半である法人</p>
<p>事業内容</p>	<p>有機JAS認証取得を新規に目指す農業者等に対し、当該年度に施用する有機質肥料に係る経費を定額補助する。</p>
<p>補助率及び上限額</p>	<p>定額（20千円／10a）補助、上限は1戸当たり100千円</p>
<p>採択基準</p>	<p>有機JAS認証取得を新規に目指すこと。</p>

(様式1号) (実施要領第3関係)

令和5年度有機農業転換支援事業実施計画承認申請書

記 号 番 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体

住所：

名称：

代表者氏名：

令和5年度有機農業転換支援事業実施要領第3に基づき、関係書類を添えて承認申請
します。

(注) 関係書類として、別記に掲げる様式(実施計画書)を添付すること

(様式2号) (実施要領第5関係)

令和5年度有機農業転換支援事業実施計画変更承認申請書

記 号 番 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体

住所：

名称：

代表者氏名：

令和 年 月 日付け 第 号で事業実施計画承認の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業を下記のとおり変更したいので、実施要領第5に基づき関係書類を添えて承認申請します。

記

別記様式のとおり。

(注) 関係書類として、別記に掲げる様式(実施計画書)を添付することとし、承認のあった事業実施計画と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、計画書の提出の際に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。